

徳島県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
とくしま調剤 薬局	ユニスマイル 薬局とくしま 昭和町店	徳島市昭和町四丁目 三三三	株式会社ユニスマ イル	令和七年十月 一日
門田薬局大野 店	ユニスマイル 薬局大野店	同 八万町大野九 一―三―三	同	同
門田薬局住吉 店	ユニスマイル 薬局住吉店	同 住吉二丁目一 ―三―一七	同	同
門田薬局中島 田店	ユニスマイル 薬局中島田店	同 中島田町四丁 目一―三	同	同
やまと調剤薬 局	ユニスマイル 薬局やまと店	同 大和町二丁目 三―四八 大和ハイ ツ一階	同	同